

国立大学法人東京農工大大学院生物システム応用科学府運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大大学院生物システム応用科学府運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大大学院生物システム応用科学府運営規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16生 経教 規則第1号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(専攻長)</p> <p>第4条 <u>専攻長は、学府長が兼務する。</u> 2 その他専攻長について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第5条 省略</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 省略 2 省略 3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 一 学府長 二 学府副府長 三 <u>共生科学技術研究院の評議員</u> 四 専修主任 五 学務委員会の委員長及び副委員長 六 小金井地区総務チーム副チームリーダー(大学院生物システム応用科学府担当) 七 その他学府長が必要と認めた者</p> <p>4～10 省略</p> <p>第7条～第9条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(専攻長)</p> <p>第4条 <u>専攻長は、当該専攻における業務を掌理する。</u> <u>2 専攻長は、学府長が指名する。</u> <u>3 専攻長の任期は1年とし、再任を妨げない。</u> <u>4 専攻長が欠員となったときにおける補欠の専攻長の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>5 その他専攻長について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第5条 省略(現行どおり)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 省略(現行どおり) 2 省略(現行どおり) 3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 一 学府長 二 学府副府長 三 <u>専攻長</u> 四 専修主任 五 学務委員会の委員長及び副委員長 六 小金井地区総務チーム副チームリーダー(大学院生物システム応用科学府担当) 七 その他学府長が必要と認めた者</p> <p>4～10 省略(現行どおり)</p> <p>第7条～第9条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則 (22生規則第 号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。